

## 雇用関係助成金の取扱いに係る同意書

1 職業紹介事業者の名称			
2 主たる事務所の名称及び事業所番号		3 職業紹介事業者の種類（該当するものの番号に○を付けること）	
		1：職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者 2：職業安定法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者 3：職業安定法第33条の2第1項、第33条の3第1項、第33条の4第1項 その他法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者 4：船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者 5：船員職業安定法第40条第1項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者	
4 厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号		5 職業安定局長の定める項目に同意する期間	
		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
6 取扱いを希望する雇用関係助成金の種類（希望するものの番号に○を付けること）			
A. 雇用給付金（1：特定就職困難者雇用開発助成金、2：高齢者雇用開発特別奨励金、3：被災者雇用開発助成金 6：地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）、8：トライアル雇用奨励金 9：障害者トライアル雇用奨励金、10：障害者初回雇用奨励金、 11：発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金） 12：障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金） B. 再就職給付金（1：労働移動支援助成金（再就職支援奨励金））			
（職業安定局長の定める項目） 1 雇用給付金を取り扱う場合 イ 事業主及び求職者に対して取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。 ロ 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。 2 再就職給付金を取り扱う場合 イ 事業主に対して再就職給付金制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。 ロ 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の再就職を実現したときは、速やかに委託者たる事業主に対して、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行うこと。 3 共通項目 イ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。 ロ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。 ハ 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を別添の対象事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。 ニ 雇用関係助成金の支給に関し自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、指示に従い標識を返還すること。 ホ ニにより標識を返還した場合には、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと都道府県労働局長が認めるまでの間、再び同意書の提出は行わないこと。 ヘ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。 ト 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。			
雇用関係助成金の取扱いを行うに当たっては、上記の職業安定局長の定める項目に同意します。			
平成 年 月 日		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
労働局長 殿		職業紹介事業者 名称	
		氏名	
		印	
【 職業紹介の許可に係る事業主の名称、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。 代表者氏名については、記名押印又は署名で記入すること。 】			
備考			

決 裁 欄	局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当

## 【雇用関係助成金の取扱いに係る同意書裏面】

(注意)

- 1 雇用関係助成金の取扱いに係る同意書は、雇用給付金に係る対象労働者として、その取り扱う労働者について職業紹介を行うことを希望する場合、又は、再就職給付金に係る職業紹介事業者となることを希望する場合に、その職業紹介事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局あて提出していただくものです。

また、雇用給付金に係る取扱いを行う日（再就職給付金の取扱いを希望する場合は再就職に係る支援の委託を受ける日）以前に提出する必要がありますので十分注意してください。
- 2 提出に当たっては、表面に記載された「職業安定局長の定める項目」について同意した上で行っていただく必要がありますので御留意ください。
- 3 1の「職業紹介事業者の名称」欄には、厚生労働大臣の許可又は国土交通大臣の許可に係る正式名称を記載してください。また、雇用関係助成金を取り扱う事業所が他にある場合には、同意書に係る事業所一覧（様式第2号）を添付してください。
- 4 2の「事業所番号」欄は、雇用保険の適用事業に係る事業所番号です。主たる事務所にこの事業所番号がある場合にはこれを記載してください。
- 5 3の「職業紹介事業者の種類」欄には、欄中の1～5のうち該当するものを○で囲んでください。
- 6 4の「厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号」欄には、それぞれの事業主ごとの許可番号を記載してください（事業所ごとに許可番号がある場合には、主たる事業所の許可番号を記載してください。）。また、3の「職業紹介事業者の種類」欄の3又は5に該当する職業紹介事業者については、この欄は記載する必要がありません。この場合は、厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号に代えて同意書提出番号が付与されることとなり、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」の4の厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号欄にその番号が記載されて、通知されることとなります。
- 7 5の「職業安定局長の定める項目に同意する期間」の欄には、職業安定局長の定める項目に同意し、雇用関係助成金の取扱いを行うことを希望する期間を記載してください。

この期間の初日は、雇用給付金の取扱いを希望する場合にあっては、この同意書を提出する日以後の日であって、その取り扱う労働者を雇用給付金の対象労働者として紹介する日以前の日を、再就職給付金の取扱いを希望する場合にあっては、職業紹介事業者として再就職に係る支援の委託を受ける日以前の日を、記載してください。

この期間の末日は、期間の初日から厚生労働大臣の許可の期間の満了する日までのうち希望する日を記載してください。ただし、3の「職業紹介事業者の種類」欄の3、4又は5に該当する職業紹介事業者については、記載しないでください。
- 8 6の「取り扱う雇用関係助成金の種類」欄には、取扱いを希望する雇用関係助成金の種類について、該当するものの番号をすべて○で囲んでください。ただし、3の「職業紹介事業者の種類」欄で1に○を付けなかった者は、6の「取り扱う雇用関係助成金の種類」欄において、Bを選択することはできません。
- 9 助成金の支給に関し自ら不正な行為を行い、若しくは関係者の不正行為を助長した場合、又は同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、管轄の都道府県労働局、関係都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は都道府県支部高齢・障害者支援課等の職員が立ち入って、検査等を行うことがあります。また、管轄の都道府県労働局長は、同意書受理通知書の返還を指示することもあります。
- 10 上記9により同意書受理通知書を返還した場合には、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金に関する取扱いが適正に行われるものと都道府県労働局長が認めるまでの間、再び同意書を提出することができません。
- 11 この同意書が提出された後、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」がその職業紹介事業者の主たる事務所を管轄する都道府県労働局長から交付されます。また、これとあわせて雇用関係助成金に係る取扱いを行う職業紹介事業者であることを示す標識が交付されます。この標識には、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」の5の「職業安定局長の定める項目に同意する期間」が標識の有効期間として記載されますので、この期間中、求人者、求職者及び再就職支援の委託を希望する事業主にわかるように、標識の交付を受けた貴事業所の見やすい場所にこの標識を掲示してください。

なお、雇用給付金について同意書を提出した事業主については緑色、再就職給付金について同意書を提出した事業主については、オレンジ色の標識を交付します。